１２　保育所等に関するＱ＆Ａ

※保育所等とは認可保育所、認定こども園、小規模保育施設をいいます。

１　申込みについて

Ｑ１　保育所等の空き状況を教えてください。

毎月１日現在の入所見込み状況表（及び保留児童数の集計）をホームページに掲載しています。（各月の上旬頃に更新）

保育士の配置状況により定員に満たなくても入所できない場合や、一方で定員に満ちていても面積要件や保育士の配置基準に余裕があれば入所ができる場合があるため、空き状況は〇△×で見込みを表示し、具体的な人数は表示しておりません。

単純に定員から在籍数を引いた人数が「空き人数」となるわけではなく、常に変動するものであるため、〇や△でも上記の理由により入所ができない場合があります。

Ｑ２　園見学をしなくてもよい場合はありますか。

原則園見学は必須ですが、きょうだい児がすでに在園している場合や、直近（１年以内を目安とする）ですでに園見学をしている場合など、園が不要と判断した場合は不要とします。いずれも園に連絡し園見学が不要であることを確認したうえで、確認日と園名（対応した方の名前）を代筆してください。

なお、申請期限までに見学ができなかった、忘れていたなどは認められませんので、必ず申請期限までに園見学を済ませてください。その他、やむを得ない事情があり園見学ができない場合は市にご連絡ください。

Ｑ３　受入可能月齢はどの時点での月齢になりますか。

入所希望月の１日に当該月齢に達している必要があります。

Ｑ４　これから出生予定の子どもの入所申込みをすることはできますか。

出生前の入所申込みをはできません。出生届提出後に申込みをしてください。

Ｑ５　申込み書類は早く提出したほうが保育施設に入りやすくなりますか。

先着順ではないため、入りやすくなることはありません。

Ｑ６　保育所に入所できたら仕事を始めようと考えていますが、申込みはできますか。

可能です。ただし、入所後３か月以内に認定基準を満たす就労等が確認できない場合は、利用ができなくなります。なお、申込み中に仕事が決まったからといって入所できるものではありません。

Ｑ７　介護・看護で認定を受ける場合、別居の親族でも対象になりますか。

介護・看護の対象は、同居または長期入院している親族となります。同居してない場合には、長期入院していなければ対象になりません。

Ｑ８　育児休業中ですが、保育所等の申込みはできますか。

可能です。ただし、お子様が入所した月の翌月１４日までに、**申請時に提出した就労証明書に記載された職場**に復帰することが必要です。（就労時間の短縮も原則認めていません。）

また、復職後２週間を目安に育児休業の復帰年月日が記載された就労証明書を提出していただきます。復職が確認できない場合は、内定・入所を取消します。

Ｑ９　単発バイト等での就労で申込みはできますか。

就労証明書の提出ができない場合は申込みができません。

Ｑ１０　育休取得中ですが、派遣会社で勤務しており、復帰後の就労場所や時間が不確定です。保育所等の申込みはできますか。

可能ですが、就労時間や通勤時間を基に点数をつけるため、復帰先が決まらず就労証明書が出せない場合は原則求職活動の指数で選考を行います。（個別の状況によるため窓口で相談してください。）

派遣で申込みをし内定した場合は派遣元は変更せず、就労証明書に記載された就労時間での復帰が必要です。

Ｑ１１　上の子が保育所等を申込み中に下の子を出産しますが、上の子の申込みは下の子の産休、育休中で継続して申込みできますか。

産休の間は入所の申込みが可能ですが、育休での申込みは育休復帰が条件となるため、下の子の預け先の確保等が必要となります。（育休復帰ができる場合は育休中でも申込みが可能です。）

Ｑ１２　現在育休取得中で、育休の延長における給付金の手続きにおいて保留通知が必要です。何月の申込みをすればいいですか。

育児休業給付金の支給対象期間の延長については、**子が１歳に達する日（※）の翌日時点で保育が実施されないことが延長要件になるため、**養育している子の**１歳の誕生日を含む月**の申請をいただくようご案内しておりますが、何月分の保留通知が必要かは就労先等でご確認ください。（毎月の提出を求められる場合もあります。）※子が１歳に達する日とは、子の１歳の誕生日の前日のことです。

Ｑ１３　入所できなかった場合は、毎月再度申込みが必要ですか。

利用申込書は年度内（３月）まで有効です。有効期間中は毎月入所の選考をします。年度内に入所できなかった方で、引き続き保育施設の利用を希望される場合は、次年度４月の申込みが必要となります。書類配布、申込み期間については綾瀬市の広報やホームページをご確認ください。（例年１０～１１月頃受付）

Ｑ１４　幼稚園と認可保育所を併願することはできますか。

〇施設型給付幼稚園の場合（市内であれば、綾瀬中央幼稚園、ドレーパー記念幼稚園、綾瀬ゆたか幼稚園、ピッピことりこども園（教育）、春日幼稚園（教育））

併願は可能ですが、１号認定と２号認定を同時に受けることはできません。認可保育所を利用するための２号認定の申請と保育所等利用の申込みを行うとともに、幼稚園の入所申込みを行っていただきます。最終的に幼稚園に入園する場合、１号認定への切替えが必要になります。

なお、特例として幼稚園に通いながら保育所等への利用申請を行う場合に限り、１号認定を受けながら保育所等の申込みをすることになります。

〇私学助成幼稚園の場合（市内であれば、上記の５園以外）

新１号認定（※参照）と２号認定を申請していただきます。保育所等の入所が決まれば新１号認定を取下げていただき、２号認定のみとなります。保育所等の入所が保留になった場合は、取下げの必要はありません。幼稚園に入園が決まった場合は、２号認定は取下げとなります。保育課までご連絡ください。

※新１号認定とは、私学助成幼稚園に通っており、保育の必要性の事由に該当しない方が対象になります。

２　書類の記入方法等について

Ｑ１　希望園は１つだけですが、申込書にはすべて同じ園を書いてよいでしょうか。
また、第１希望から第３希望まですべて埋めなければならないのでしょうか。

希望園が１つしかないのであれば、第１希望園の欄のみ記入してください。第１希望から第３希望まで記入する場合は、異なる施設を通わせたい順に記入してください。（なお、ひとつでも園見学をしていない園がある場合は減点の対象になります。）

Ｑ２　就労証明書の証明日は、何か月前まで有効ですか。

入所申込月の６か月前まで有効です。（例：４月申込み→１０月１日以降の証明日）

Ｑ３　有期雇用のため、就労証明書には現在の雇用期間が記載されているが一定の期間で更新されます。認定は雇用を更新するたびに再申請になりますか。

備考欄等に更新間隔の記載があれば更新毎の就労証明書の提出は不要です。

Ｑ４　ひとり親判定になるのはどのような場合ですか。

児童扶養手当を受給している場合か、次のとおりです。

離婚	同居（住民基本台帳上）	別居（住民基本台帳上）
協議中（弁護士がいる）	×	○（ひとり親判定）
離婚調停中	×	○（ひとり親判定）
離婚確定	×	○（ひとり親判定）
ＤＶ（第三者証明）	○（ひとり親判定）	○（ひとり親判定）

※ひとり親判定となる場合は、ひとり親証明が必要です。（Ｐ．８で必要な書類を確認してください。）

Ｑ５　片親が単身赴任で別居しています。その場合、保育を必要とする事由を証明できる書類は、子どもと同居している保護者分のみ提出すればよいのでしょうか。

保護者が単身赴任等で別居している場合であっても、保護者（父母）それぞれの保育の必要性の事由を確認できる書類が必要です。ただし、離婚前提別居中で離婚をしていない場合は調停通知書等を提出していれば不要です。

Ｑ６　申込みの取下げ後再度申込みが必要になった場合、前回提出した書類をそのまま使用することはできますか。

提出された書類の返却、取下げの取消しはできません。申込みが必要な場合は、改めて申込書一式の提出が必要です。

Ｑ７　申請書の個人番号は、必ず記載する必要がありますか。

申請年の１月１日時点で綾瀬市に住民票がある方は、記入を省略いただいても構いません。

Ｑ８　二世帯住宅ですが、オール電化であり支払いは世帯ごとに分かれておらず一括になっています。また、口座引き落としのため領収書が出せません。

家計が完全に別であることの証明となるため、支払いを共にしている場合は完全別居として認められません。ただし、別途業者への支払い以外で世帯ごとに按分して支払いをしている事実があればこの限りではありません。

また、領収書が出せない場合は、通帳の写しや、アプリ・WEB サイト等の画面を印刷した書類など、支払者と引き落とし額がわかるものを提出をしてください。

３　判定方法、利用調整指数等について

Ｑ１　第３希望まで申込みをしましたが、どのように調整されますか。

点数（Ｐ．１６「保育所等入所選考基準」の指数の合計）の高い方から順番に第１希望の園から調整します。ただし、同点の場合は、希望順位が高い方が優先されることがあります。

〇例

希望園／点数	第１希望	第２希望	第３希望
１００点	Ａ園	Ｂ園	Ｃ園
９０点	Ｂ園	Ｃ園	Ａ園
８０点	Ｃ園	Ｂ園	Ａ園

＜Ｂ園に１人入所可能な場合＞
Ｂ園を第１希望にしているのは９０点の人だが、点数を優先するので第２希望でＢ園を希望している１００点の人が案内される

Ｑ２　利用調整（選考）の結果はどのように分かるのですか。

保育所等への入所が内定した場合は、利用希望月の前月２０日頃に電話で面接等についてご案内し、面接後に保育所入所承諾通知をお送りします。

入所保留になった場合、利用希望月の前月２５日頃に文書で通知します。なお、この通知は申込みの最初の月のみの発行となります。（その後は希望により毎月保留証明書の発行が可能です。保育課までご連絡ください。）

その後の結果は、内定の場合のみ電話でお知らせします。４月入所（１次）については、内定と保留どちらの場合でも１月上旬頃に文書で通知をお送りいたします。

Ｑ３　育休時短勤務で復職予定です。優先順位は下がりますか。

就労要件の場合、勤務時間と勤務日数により選考を行いますが、この場合の勤務時間とは雇用契約上の勤務時間を指しますので、一定期間に限り、時短勤務制度を利用する場合でも、不利になることはありません。（元の雇用契約を変更される場合を除く。）なお、入所後の預かり時間については、実際の勤務時間を元に園で決定しますので、ご注意ください。

Ｑ４　会社独自（法定でない）育休は、「産後育休明けに復職する」加点の対象になりますか。

法令上の育児休業以外は加点対象にはなりません。

Ｑ５　上の子が保育所等に在籍していますが、母が下の子の育休を取得するので退所します。育休から復帰するときに、２人の子どもを保育所等に預けたいのですが、優先順位は上がりますか。

育児休業により、保育所等を退所した場合、育休復帰時に入所申込みをする際には、加点の対象になります。（加点されるのは一度保育所等を退所している上の子のみです。下の子は、通常通り育休明けの加点がつきます。）

Ｑ６　リフレッシュを理由に月数回一時預かりを利用していますが、加点の対象になりますか。

加点対象は、就労等（育休中や求職中の利用は除く）で定期的に利用している場合となりますので、就労していない場合は加点の対象外です。また、「定期的」の判断として週２回以上の利用を目安としております。

なお、証明書類として領収書であれば２枚以上、１枚のみの提出の場合は、利用頻度を手書きで余白に記載し提出してください。

※領収書は、施設名・児童名の記載があるもので利用料の支払いとわかるものに限ります。

※利用頻度は利用している園に確認を取る場合があります。

４　内定後・保留中に関することについて

Ｑ１　入所内定・決定後に辞退することはできますか。

入所内定連絡時にお伝えください。ただし、他の申込者の入所に影響しますので、原則内定決定後の辞退は避けていただき、希望園については必ず通える園のみを記入してください。なお、内定を辞退した場合、申込みをした月の年度内に限り保育所等入所選考基準（Ｐ．１６・１７参照）の調整指数により減点され、年度内は辞退した園を再度申し込むことはできません。

Ｑ２　入所保留になりました。いつ頃入所できるか、自分が何番目で待機しているか教えてください。

希望の保育所等に空きがない場合、基本的に、既に在園している子どもが退所しないと受入れができないため、いつ入所の案内ができるかは分かりかねます。

また、申込みされている方が何番目かは、毎月新たな申込者がいることからお答えしていません。

Ｑ３　ならし保育の期間はどのくらいですか。また、預かり時間はどのように調整されますか。

ならし保育は、入所当初の概ね１～２週間程度、通常保育時間より短い時間の預け時間になります。

預かり時間は園との調整となりますので在籍する施設と相談してください。なお、認定された保育要件以外の事由で利用することはできません。保護者が休日の日など、保育を必要としない日については、ご家庭での保育を基本としてください。

Ｑ４　入所内定後、急遽退職することになりました。その場合でも入所は可能ですか。

入所月の１日時点での保育を必要とする事由を点数化し、選考を行っています。そのため、保育を必要とする事由が申込書上と実際に入所する月の１日時点で異なる場合や、転職等により就労時間が変わる場合は、指数が変わってしまう可能性があり、内定が取消しとなります。

Ｑ５　入所保留になり待機中です。申込みの後に就職しましたが、どうすればよいですか。

申込みの後に求職活動から就労に変わった場合や転職した場合は、就労証明書を改めてご提出ください。その他、世帯状況など（引越し、転職、退職、妊娠等）申込み書類の内容と状況が変わった場合は必要な書類をご案内しますので、保育課までご連絡ください。なお、未提出のままで、申込みの内容と実際の状況に相違がある場合、内定が取消しになる可能性がありますのでご注意ください。

Ｑ６　入所申込が保留になっている証明書は毎月もらえますか。

「保育所入所保留通知書」は、申込みした最初の月のみ発行します。翌月以降は発行しませんが、希望があれば「入所保留証明書」を発行しますので、希望する場合は事前に保育課保育・学童担当までご連絡ください。（綾瀬市の規則上定められているのは「保育所入所保留通知書」ですが、どちらも綾瀬市が入所保留であることを証明する公的な書類です。）

Ｑ７　第３希望の保育所に入所が決まりました。第１希望の保育所に空きが出たら転園できますか。

いずれかの保育所等に入所が決定した場合は、他の保育所等への申込みの効力はなくなります。他の保育所等を希望する場合は、改めて転園の申込みをしてください。

新規入所の申込みと同様に利用調整を行いますが、減点の対象になります。

Ｑ８　一度復帰したら就労状況（時間や日数等）を変更しても良いですか。

原則、育休復帰後６か月は保護者都合による就労状況の変更は認めていません。

５　転園申込みについて

Ｑ１　市外からの転入に伴う転園は、どのように調整されるのですか。
転入に伴う転園は、前居住地の園に在籍するための要件（市内在勤等）がないため一定期間で退所しなければならない場合は、加点の対象になります。また、転園の減点の対象にはなりません。
Ｑ２　現在、育休中で転園を考えています。通常の申込みでは、育休から復帰することが条件になると思いますが、転園の場合でも復帰しなければいけませんか。
通常の入所申込みと同じ取扱いになるため、育休中の方が転園を希望される場合も、育休から復帰し就労することが前提となります。
Ｑ３　転園が決まりましたが、事情により元の施設へ戻りたいです。
転園先の内定と同時に元の施設で別の利用希望者が決まっていることが多く、戻ることはできません。 また、転園申請は通常の入所申込みと同じ扱いになるため、戻りたい場合は再度新規に申請する必要があります。

６　市外からの申込み・市外の園への申込みについて

Ｑ１　綾瀬市にすでに居住している人の家に転入し同居予定です。売買契約書や賃貸契約書等が提出できません。どうしたらよいですか。
転入先の住所に住んでいる方に同居予定であることを申立ててもらう必要があります。 任意様式（市ホームページに参考様式あり）において、「誰」が（転入予定の方（児童含める世帯全員））、「いつ」、「どの住所」に引っ越しすることを申立てる、「同居予定申立書」を作成し提出をお願いします。なお、同居予定の方が１８歳以上（高校生は除く）６５歳未満の場合、保育を必要とする事由を確認するための書類も提出が必要となりますので注意してください。
Ｑ２　父母以外の同居者（祖父母等）が綾瀬市に勤めている場合には、在勤要件に該当しますか。
該当しません。父母のどちらかの仕事先が綾瀬市にある場合のみ在勤要件に該当します。
Ｑ３　市外の保育所を申請する際、綾瀬市の様式では希望園を３園までしか記載できませんが、市外の保育所をそれ以上希望することはできないですか。
申請する市町村に希望できる園数をご確認いただいたうえで、希望することは可能です。綾瀬市の様式を使用する場合は、余白に記載いただくか、希望園のみ記載したものを複数ページご提出ください。
Ｑ４　綾瀬市外に住んでいて、在勤要件で綾瀬市内の保育施設に在籍していますが、綾瀬市内の勤務先を辞める予定です。いつまで在籍できますか。
原則は綾瀬市内の勤務先を辞める月末までです。（疾病や求職活動での継続は不可） ただし、同年度内に綾瀬市から転出している場合に限り、年度末まで在籍ができます。

７　転出・転入について

Ｑ１　保育所等に在園中に綾瀬市外へ転出しました。保育所等はそのまま在籍することはできますか。

保護者が綾瀬市内で在勤（月６４時間以上の就労が必要）していれば引き続き在籍できます。

在勤要件がない場合は、転出された年度末（３月）までの在籍となります。なお、転出後も継続して利用するには綾瀬市へ退所届の提出と転出先の市町村で申込みの手続きが必要です。必要書類については転出先の市町村へお問合せください。

Ｑ２　転入前の市町村で保育所等に通っていたのですが、そのまま在籍できますか。

転入前の園のある市町村に直接お問合せください。なお、在籍できる場合でも手続きが必要となります。必要書類については、保育所の入所申込みと同じ書類一式必要です。（Ｐ．６「５　必要書類について」参照）

８　保育料について

Ｑ１　保育料以外の費用はかかりますか。

施設にとって必要であると認められるものについては、各施設の判断で設定することができます。給食や行事参加のための費用など市が定める保育料以外の費用については希望施設に確認してください。

Ｑ２　欠席した場合、保育料は日割計算されますか。

欠席については、理由や日数に関わらず日割計算はされません（給食費も同様）。また、２ヶ月以上にわたって休む時は退所になります。

Ｑ３　保育料の平均値を教えてください。

令和７年４月１日時点の保育料の平均値（０～２歳児）は２４，６１４円、０円の保護者を除く２８，２２８円となっています。

Ｑ４　３歳になった翌月から保育料は無料になりますか。

保育料は年度当初の年齢に応じて決まるため、３歳になった翌年度４月より無料になります。

Ｑ５　ひとり親家庭の保育料は無料ですか。

保育料は保護者の収入が１２０万円以下の場合、同居の祖父母を含めた市民税所得割額により決定しますので、無料とは限りません。

Ｑ６　上の子が企業主導型保育施設、下の子が保育所に在園している場合下の子の保育料の多子カウントはどうなるのでしょうか。２人目として半額になりますか。

この場合は、多子カウントは２人目としてカウントされるので下の子の保育料は半額になります。

多子カウントの対象になる施設等については、Ｐ．３２「４.保育料の減免等」を確認してください。

Ｑ７　これから保育園の申請をしようと考えています。保育料がどのくらいか電話で教えてもらえますか。

利用料は入所決定後「保育料決定通知書」でお知らせします。入所決定前でのお問い合わせは、電話や窓口等の手法を問わずお答えできません。

目安の金額を試算される場合は、Ｐ.３０「保育料について」や、Ｐ.３３「保育料徴収額表＜対象：０～２歳児クラス＞」をご参照いただき、市民税等をもとに計算してください（調整控除額など世帯ごとに異なるため、あくまでも目安の額となります）。

９　認定こども園について

Ｑ１　認定こども園に教育認定（１号認定）で在籍していますが、母も就労することになったので保育認定（２号認定）に変更できますか。
認定こども園に教育認定で在籍していて、保育認定に切替える場合、通常の保育所等の申込みと同様、利用調整がかかるため、希望通りの変更ができない場合があります。なお、教育・保育給付認定については、保育部分に入所が内定したタイミングで１号から２号へ変更させていただきます。